

令和3年理事会議事録

- 1 日 時 令和3年7月15日(木) 午後1時27分～午後2時53分
- 2 場 所 和歌山市茶屋ノ丁2番1 和歌山県自治会館 304会議室
- 3 出席者 中芝理事長 (岩出市長)
尾花副理事長 (和歌山市長)
三軒副理事長 (太地町長)
岡野常務理事 (学識経験者)
平野理事 (高野町長)
中山理事 (有田川町長)
小谷理事 (みなべ町長)
井濶理事 (白浜町長)
坂本理事 (和歌山県国民健康保険団体連合会事務局長)

[書面出席]
下副理事長 (和歌山県副知事)
平木理事 (橋本市長)
望月理事 (有田市長)
真砂理事 (田辺市長)
中西理事 (和歌山県歯科医師国民健康保険組合理事長)
- 4 事務局 事務局次長・参事・電算介護課長・審査第1課長・審査第2課長・
総務課長補佐・総務課 庶務係長

司 会

定刻より少し早いですが皆さまお集まりになられたので、只今から理事会を開催いたします。

本日の理事会は、ご出席いただいております理事さんが9名、所用の為、書面により審議に加わっていただいております理事さんが5名となっており、本会規約第32条の規定により理事会が成立することを報告させていただきます。

それでは、開会にあたり、中芝理事長よりご挨拶を申し上げます。

理 事 長

本日、理事会を開催いたしましたところ、皆様方には、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、平素は本会の事業運営に対しまして、格段のご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、国保連合会を取り巻く情勢ですが、現在、全国の国保連合会が運用している国保総合システムについては、令和6年度に、クラウド化して更新することなどが予定されています。

後程、常務理事からも報告いたしますが、国では審査支払業務改革が進められている中、次期システムについては、支払基金の新システムとの共同利用や整合性などが求められており、この対応には、大幅なシステムの見直しが必要なことから財源不足が生じる見込みとなっております。

本会といたしましては、保険者の財政も厳しい折から、引き続き、経費の削減に努めるとともに本体業務である審査支払業務の更なる充実・強化をはじめ、各種共同事業などに取り組んで参る所存でございますので、なお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

本日ご審議いただきます案件は、先にご案内いたしましたとおり、規程の一部改正や令和2年度の事業報告、決算等、近く開催予定の総会に附議する議案でございます。

なお、本日の理事会に先立ちまして、この9日に理事保険者課長会議を開催し、課長さん方に内容を説明させていただいております。

この後、事務局から説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。簡単ではございますが、ご挨拶といたします。

司 会

それでは、議事に移らせていただきます。

はじめに、理事会の議長でございますが、本会規約によりまして、中芝理事長にお願いいたします。

議 長

規約の定めによりまして、議長を務めさせていただきます。

議事進行に、ご協力の程をお願いいたします。

議事に入ります前に、本日の議事録署名人ですが、平野理事さんと小谷理事さんのお二人をお願いいたします。

次に、国保総合システムの次期更改等に係る国庫補助獲得のための要請活動についての報告を、常務理事よりお願いします。

常務理事

それでは、私から国保総合システムの次期更改等に係る国庫補助獲得のための要

請活動について説明させていただきます。

さきほどの理事長挨拶にもありましたように国保総合システムは令和6年、2024年度に機器更改が行われます。

まず最初に、お手元にお配りしている資料No.1に基づいて次期更改に係る経緯の概要について説明をさせていただきます。

4ページをご覧ください。ここに記載のとおり、国保総合システムとは中央会の開発したシステムを全国47国保連合会に配置し、診療報酬明細書いわゆるレセプトの審査支払や高額療養費の算定等保険者サービスを行うシステムであります。現行システムについては、(2)に書いてあるように2024年3月末に保守期限を迎え、更改が必要となっています。

5ページをご覧ください。審査支払や保険者サービスのみならず、国保連合会が処理を行っている様々なシステムとも繋がっていることが示されています。

6ページをご覧ください。政府は社会保険や生活保護を審査する機関である診療報酬支払基金の改革を契機に、連合会を含めた審査支払業務改革に着手し、実線で囲んでいる閣議決定された規制改革実施計画により、令和2年度中に支払基金と国保側の整合的かつ効率的な在り方について結論を出すこととしました。

7ページをご覧ください。その閣議決定を受け、厚労省に「審査支払機能のあり方検討会」が設置され、学識経験者や全国市長会、後期高齢者広域連合からも首長が参加し、令和2年9月から集中的に議論が重ねられたところです。

8ページから9ページにかけてですが、検討会に出席を求められた国保中央会は、ICT技術の動向等を念頭に置き、次期更改時の令和6年度に向けては単純クラウド化を実施し、以降段階的な対応をしたいと提起しました。

10ページをご覧ください。検討会では、令和6年度更改後極力速やかに次の段階に到着すべきという意見や、本年9月にクラウド化により機器更改を行う支払基金のシステムと同じシステムを使用すべきという意見、支払基金の受付領域は取り込むべきとの意見や指摘などが出されました。

11ページをご覧ください。本年3月に、「整合的かつ効率的な在り方の実現に向けた工程表」が決定され、令和6年度の国保総合システムの機器更改時には、(1)①クラウド化の実施、②支払基金の「受付領域」の取り込み及び③基金新システムとの整合的な一部機能の実現が決定されたところです。

また、(2)にあるとおり、次期更改の2年後にあたる令和8年度には、審査領域についても支払基金との共同利用の開始を目指した開発が求められました。工程表は12ページに記載されているとおりです。

13ページは次期更改のイメージ図、14ページは仕上がりの姿のイメージ図となっています。

15ページをご覧ください。当面のスケジュール感と進め方が示されていますが、

(1)に記載されているとおり、本年10月には開発業者による設計業務の開始が必要であります。

また、令和6年度更改の概算費用について、国保中央会が現時点で取りまとめ積算したところでは、初期費用だけで国保連合会の減価償却相当分の積み立てを充てても不足するとの見通しとなっております。資料には金額の記載はありませんが、国保中央会からは百数十億円が不足するとの説明がされており、手数料の改定で対応せざるを得ない状況であります。さらに、2024年度以降の支払基金との共同開発については、システムの内容がまだ明らかになっておらず、費用についても不明な状況であります。

これらが次期機器更改に向けての状況であります。16ページから18ページには中長期的には費用の逡減がなされることや、次期更改やその後の開発のための財源に関し、手数料の引き上げの可能性並びにICT積み立て予算の積み増しの必要性などが記載されていますが、国保保険者や後期高齢者広域連合の財政基盤や新型コロナウイルス感染症の影響等を鑑みれば、不足分全てを手数料の引き上げで負担するのは非常に困難であります。

これらを踏まえ、各種システムを構築する際はクラウドの利用を原則とするという国の方針に基づきクラウド化が決定されたということや、支払基金との整合性の確保という国の意向を受けて支払基金システムを取り込むことになったことから、それに係るかかり増し経費が発生することについては、国の責任において国庫補助措置が不可避であると考えております。

資料No.2をご覧ください。地方6団体等に国庫補助獲得のための要請活動を行い、それぞれ要望事項としてすでに取り上げられたり、取り上げる予定となっております。この資料の3ページから6ページにかけて、全国市長会議の重点要望事項が参考として添付されています。そのなかで4ページのアンダーラインが引かれている(9)が新たに追加された項目です。

資料No.3をご覧ください。去る6月29日に開催されました国保中央会定期総会において決議された国庫補助要請決議文が2ページに掲載されております。(案)と書かれておりますが、このとおり決議されました。これに基づき予算獲得に向けた要請活動が引き続き行われることとなっております。

国保総合システムの次期更改等に係る国庫補助獲得のための要請活動についての現在の状況と経緯について説明させていただきました。説明は以上となります。

議 長

ただいまの説明に関する質問等がございましたら、のちほどお願いいたします。それでは、議事に入ります。

報告事項 報告第1号「理事長専決処分について」事務局から説明いたします。

事務局

説明に入ります前に、去る7月9日に開催した理事保険者課長会議において、質問がありましたので、その回答内容と合わせて報告させていただきます。一般会計の決算において、「新型コロナウイルス緊急包括支援事業費の不用額が医療・介護・障害とも多くなっているのはなぜか」、「年度途中で減額補正できなかったのか」との質問に対し、慰労金・支援金制度の内容等について改めて説明させていただいた上で、補正額については、当初どれぐらいの申請があるか分からない状況の中で県の予算額を参考にしたが、実態としてそこまでに至らなかったこと、また医療機関等からの申請の出足が鈍かったことに加え、年度末までの申請額の予想が立てづらかったことから、減額補正を行わなかったことを説明いたしました。

続きまして、報告事項について説明いたします。

なお、参考までに附議事項を要約した説明要旨をお配りしておりますが、説明の方は附議事項本体でさせていただきます。

報告第1号 理事長専決処分について

令和3年度一般会計補正予算については、急を要しましたので、国民健康保険法第86条において準用する同法第25条第2項の規定により専決処分いたしましたので、報告いたします。

当補正予算については、県から国保医療費分析等に係るデータ抽出業務を受託するにあたってのもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ173万円を追加し、総額を1億6,863万5千円といたしました。事項別明細書で説明いたします。

歳入の款7諸収入、目3県委託事業受入金で173万円を、歳出の款6諸支出金、目5県委託事業支出金で、アルバイト職員の人件費とデータ抽出の委託料として同じく173万円を増額いたしました。

報告事項については、以上となります。

議長

只今、報告第1号について説明をいたしました。何かご質問等ございませんか。

一 同

(質問等なし)

議長

ないようでございますので、次に議決事項に入ります。

議案第1号から議案第5号までは、規程の一部改正等でございますので、一括議

題とすることにご異議ございませんか。

一 同
(異議なし)

議 長

異議なしとのことですので、議案第1号から議案第5号まで、事務局から説明いたします。

事 務 局

議案第1号 職員服務規程の一部を改正する規程について

労働施策総合推進法の改正等により、ハラスメント防止対策が強化されたこと、また民法の改正により、身元保証書に保証人が支払の責任を負う極度額を定める必要が生じたことに伴う一部改正となります。

ハラスメントについては、ハラスメント全般に関する要綱を別途定めた上で、第27条の2に委任規定を新設するとともに、旧規程の第39条の3の介護休暇等及び第47条の2の育児休業等に関するハラスメントの防止規定を削除いたします。

また、身元保証書については、様式を変更いたします。

議案第2号 診療報酬審査支払業務規程等の一部を改正する規程について

いずれも附則の改正となりますが、第5条は押印を求める手続の見直し等に伴う改正で、本会での診療報酬請求受付時における保険医療機関等の確認にあたっては、届出印鑑による照合は行わないことといたします。

また、第1条から第4条については、過去に本則の改正を行った際、附則を削除していないものがありましたので、今回整理をいたします。

議案第3号 後期高齢者医療審査支払業務規程の一部を改正する規程について

議案第4号 特定健康診査・特定保健指導等に関する費用支払規程の一部を改正する規程について

いずれも押印を求める手続の見直し等に伴う同様の改正となります。

議案第5号 表彰規程の一部を改正する規程について

第2条第3号ですが、表彰の基準の審査委員会委員のところに国民健康保険等柔道整復施術療養費審査委員会委員を追加いたします。

議 長

議案第1号から議案第5号について説明いたしましたが、何かご意見、ご質問等
ございませんか。

一 同

(質問等なし)

議 長

ないようでございますので、議案第1号から議案第5号について、原案のとおり
可決することに、ご異議ございませんか。

一 同

(異議なし)

議 長

異議なしとのことでございますので、議案第1号から議案第5号は原案のとおり
可決いたしました。

次に、議案第6号「令和3年第2回通常総会の招集について」を議題とし、事務
局から説明いたします。

事 務 局

議案第6号 令和3年第2回通常総会の招集について

来る7月30日(金)午後1時30分から、日赤会館3階会議室で開催を予定し
ております。

議 長

議案第6号について、ご異議ございませんか。

一 同

(異議なし)

議 長

異議なしとのことでございますので、令和3年第2回通常総会については、原案
のとおり招集いたします。

次に、議案第7号「令和3年第2回通常総会に附議する議案について」事務局か
ら説明いたします。

事務局

議案第7号 令和3年第2回通常総会に附議する議案について

これより説明いたします計15議案を予定しております。

それでは順に説明いたします。

1 令和2年度事業報告の認定について

1 事業概況ですが、一つ目の「規制改革実施計画」に基づき厚労省に設置された「審査支払機能の在り方に関する検討会」においては、令和2年9月から8回にわたり「審査結果の不合理的な差異の解消」及び「審査システムの整合的かつ効率的な在り方」について協議が行われ、令和3年3月29日に報告書が取りまとめられました。

この間本会では、全国会議等において保険者の立場に立った意見発信を行うとともに、令和2年度においても審査支払、共同処理、保健事業などの主要業務の一層の充実強化に取り組みました。

二つ目の保健事業に関することでは、保健事業支援・評価委員会による支援や高齢者の保健事業セミナーの開催などを重点事項と捉え、KDBシステムの活用促進と合わせ、積極的な支援に努めました。

三つ目の審査業務では、審査基準やコンピュータチェックの統一化を進めるとともに、効果的な審査事務共助などに引き続き取り組みました。

四つ目の国保総合システムをはじめとする基幹系システムについては、制度改正に伴う対応を確実に行うなど安定運用に努めました。

また、オンライン資格確認の導入に関しては、市町村の加入者情報の中間サーバー等への連携作業を、11月から12月にかけて実施しました。

五つ目の新型コロナウイルス感染拡大への対応では、医療機関等の資金繰り対策として診療報酬等の概算前払いや、医療従事者等への慰労金・支援金の申請受付及び支払事務等を担いました。事業概況については、以上となります。

2 事業運営ですが、本会では記載の6項目の基本方針に基づき、円滑かつ効果的な事業推進に努めました。

(1) 国保データベース(KDB)システムの更なる活用促進と医療費等データ分析事業の充実では、保険者にKDBシステムを有効活用いただくため、活用・操作マニュアル等を作成・配付しました。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い実機を用いた研修会は中止としましたが、研修で習得いただく予定としていた内容については、活用・操作マニュアルを用いて個別に支援しました。

また、連合会職員に求められる評価・分析能力の向上を図ると同時に、保険者か

ら特に要望の多い「重複・多剤投与対象者一覧」等の作成について、検討を進めました。

(2) 保健事業の推進ですが保健事業支援・評価委員会の開催が困難な状況の中、第2期データヘルス計画の中間評価を行う必要があったことから、開催方法を工夫するなどして、予定どおり支援希望全保険者への支援を行いました。

さらに、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施では、高齢者の保健事業セミナーを Web 形式で開催し、令和2年度から事業実施している3市町の取組事例について横展開を図りました。

(3) 審査業務の充実・強化ですが、令和2年度診療報酬改定においては、改定内容をコンピュータチェック機能に確実に反映させるなどの確に対応しました。

また、適正かつ公平な審査の実現に向けては、2月末時点で632項目を全国国保連合会共通の審査基準として設定するなど、国保中央会との連携のもと、審査基準の差異解消に取り組みました。

(4) 基幹系システムの安定運用及びオンライン資格確認の運用開始に向けた対応では、保険者への研修会の開催が困難な中、新任担当者向けに国保総合システムの運用に係る資料を配付しました。

また、オンライン資格確認の運用に向けては、事前準備として現行業務への影響調査や保険者向け帳票等の仕様変更箇所の周知、また運用テスト等を行いました。

下の表は、国保総合システムをはじめとした基幹系システムの制度改正等に伴う主な対応を記載しております。オンライン請求システムについては、各連合会で構築していたシステムの一拠点化及びクラウド化に取り組みました。

(5) 第三者行為求償事務の充実では、交通事故の減少に伴い処理件数が年々減少する中、損保会社等との過失交渉に積極的に取り組み、自賠責保険、自動車保険及び自動車共済においては、対前年度比2%増の3億2,800万円余りを収納することができました。

(6) 介護保険・障害者総合支援システムの安定運用及び障害介護給付費等審査業務の効率化の推進では、システムの機器更改を予定どおり完了させるとともに、引き続き安定運用に努めました。

また、障害介護給付費等審査業務においては、本会に登録されている台帳情報などを市町村等においても参照できる仕組みを新たに構築しました。

3事業実施状況については、主な事業のみ説明させていただきます。

(1) 一般事業のア会務運営等に関することでは、総会をはじめ理事会、監事会等を記載のとおり開催いたしました。

理事会ですが、通常総会前の定例開催の他、オンライン資格確認システムの導入に伴う規程の一部改正など急を要したため、9月14日に書面開催いたしました。

(ク) 外部監査については記載のとおりですが、本年6月21日から23日にかけて令和2年度の収支決算等について会計事務所から監査を受けたところ、特に指摘事項等なかったことをご報告させていただきます。

カ事業振興に関することでは、(ア) 国保制度改善強化全国大会が、11月13日に東京都の砂防会館で開催され、本県からも中芝理事長さんはじめ役員さん方、事務局合わせて計6名が参加いたしました。また大会当日の午前には、県選出国会議員の先生方に陳情を行いました。なお、国に対する要望事項については、以下に記載の10項目でございます。

クその他の(ウ) 新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応として、先ほど事業概況でも触れましたが、a 診療報酬等の概算前払いとして、申請のあった7医療機関に対して、総額5,514万円を金融機関から借り入れ前払いを行いました。

更に、b 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業として、記載のとおり医療・介護・障害分に係る慰労金及び支援金について、申請受付や支払事務等を行いました。

(2) 国保診療報酬に関する事業、①国保診療報酬審査支払業務のア審査業務に関することでは、審査状況ですが、表右端の査定率は後期高齢者分も含め合計で0.22%、前年度比で0.04ポイントの減となっています。

イ支払業務に関することでは、表右端の支払確定額の合計欄ですが、令和2年度は後期も含め合計で2,228億1,285万円余りの支払いを行いました。前年度比3.1%減の0.969倍となっています。

②共同処理業務についてですが、ア保険者事務共同処理に関することのア) 一般業務では記載の8種類の業務を、(イ) 特別業務では同じく5種類の業務を行いました。

(3) 後期高齢者医療診療報酬に関する事業の②代行業務では、後期高齢者医療広域連合から受託した業務として、(ア) から(コ) までの10業務を代行いたしました。

(4) 特定健康診査等事業のア支払業務に関することでは、国保と後期の合計で、7億9,897万円余りを健診機関へ支払いました。

(5) 第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業については、先ほど事業運営のところでも申し上げたとおりでございます。

(6) 介護保険事業ですが、適正な審査を行うとともに、イ支払業務に関することでは、表右端の支払確定額のとおり、合計で1,021億5,181万円余りを介護事業所等へ支払いました。前年度と比較して件数が約0.5%減少しているのに対し、支払確定額は約1.6%伸びている状況でございます。

(7) 障害者総合支援事業についても、適正な審査を行うとともに、支払状況のとおり、279億2,495万円余りを事業所等へ支払いました。前年度と比較し

て、約6.5%の伸びとなっております。

令和2年度事業報告については、以上となります。

続きまして事務局次長より説明させていただきます。

事務局

私からは、令和2年度各会計決算の認定から令和3年度補正予算について説明いたします。

2 令和2年度一般会計歳入歳出決算の認定について

歳入合計は、予算現額123億5,910万9千円に対し、収入済額は63億559万2,714円、歳出合計の支出済額は61億9,748万1,018円となっており、歳入歳出差引残額は1億811万1,696円です。

歳入の款1負担金の収入済額は8,405万円余りで、備考欄ですが、前年度と比較して8,000人余り被保険者数が減少しており、国保の負担金だけで言いますと220万円余りの減となっております。なお、和歌山県後期高齢者医療広域連合からも応分のご負担をいただいているところですが、保健事業等保険者支援負担金の190万円余りは、KDBシステムのデータ作成などの経費として国保中央会に支払うものとなります。

款2国庫支出金は933万4千円で、保険運営安定化対策事業補助金が主なものとなっています。

款5繰入金、項1特別会計繰入金は5,144万円余りで、特定健診と第三者行為求償事務を除く特別会計からそれぞれ応分の繰入を行いました。項2積立金繰入金では、目1退職給付引当資産で6,084万円余りを、目2減価償却引当資産で102万円余りを取り崩し、職員3名の退職手当と、日赤会館の警備体制変更に伴う機器等導入費用などに充てました。

款6繰越金は前年度繰越金1億326万円余りで、このほとんどが法人税の課税問題で、平成26年度に積立金を整理した際、繰り入れた業務勘定の紐付き分になります。

款8県支出金59億9,102万円余りは、県から委託を受けた新型コロナウイルス緊急包括支援事業に係る費用として受け入れたもので、慰労金や支援金については同額を事業費として支出しました。歳入は以上となります。

歳出ですが、款1会議費は総会開催等の経費で、支出済額は73万円余りです。

款2総務費、目2一般管理費の支出済額は1億1,223万円余りで、職員5名の人件費や退職手当が主なものとなります。目4財産管理費は、会館の維持・管理にかかる経費で、支出済額は1,457万円余りです。

款3事業費は60億2,352万円余りと大変大きな額となっておりますが、うち

59億9,100万円余りは新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業分として支出したものとなります。事業費の主なところを申し上げますと、目3広報宣伝費は派遣職員1名の人件費をはじめ、国保のしおりの作成やテレビ・ラジオスポット放送に係る委託料等として1,200万円余りを支出いたしました。目6保健事業費は1,495万円余りで、連合会保健師や保健事業支援評価委員会委員の報酬等をはじめ、国保データベースシステムに係る委託料が主なものとなります。

款4積立金では、目1退職給付引当資産と目2減価償却引当資産として、2,800万円余りを積み立てました。

款6諸支出金は国保中央会や近畿地方協議会への負担金等として、合計で1,080万円余りを支出いたしました。

一般会計については以上です。

3 令和2年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出決算の認定について

これより説明いたします第三者行為求償事務を除く特別会計の、業務勘定以外の支払勘定については、保険者等から受け入れたものを、そのまま医療機関等へ支払う、いわゆるトンネル会計となりますので、説明の方は割愛させていただき、業務勘定のみ説明いたします。

業務勘定ですが、歳入合計は予算現額7億653万円に対し、収入済額6億9,693万2,736円、歳出は支出済額6億5,736万3,610円で、歳入歳出差引残額は3,956万9,126円となっています。

歳入の款1手数料の収入済額は5億4,294万円余りで、項1手数料、目1国保診療報酬審査支払手数料で2億2,873万円余り、目24共同処理手数料で2億5,696万円余りの収入となっておりますが、2年度においては被保険者数の減少に加え、新型コロナウイルス感染症による受診控え等の影響もあり、前年度と比較して審査支払手数料で1,600万円余り、共同処理手数料で1,220万円余りの減となっております。

款2国庫支出金は1,914万円余りで、備考欄にありますように、新型コロナウイルスワクチン接種や診療報酬等の概算前払いに要する経費等が補助されました。

款4繰入金、項2積立金繰入金は8,187万円余りで、目1財政調整基金積立資産繰入金5千万円については、洗い替えによる積み直しのための取崩収入となります。目2減価償却引当資産繰入金は1,687万円余りで、データ集配信システム機器の購入などに充てるための取崩収入となります。目3ICT等積立資産についても、手数料の30%を上限として積立資産の保有が認められていますが、財政調整基金積立資産同様に洗い替えによる積み直しが毎年必要とされており、1,500万円はそのための取崩収入となります。

款5繰越金は2,850万円余りとなっております。

歳出ですが、款1総務費の支出済額は4億564万円余りとなります。項1審査支払管理費、目1一般管理費の支出済額は2億3,497万円余りで、職員14名とレセプト点検専門員7名の人件費の他、システムに係る電算処理業務等の委託料が主なものとなります。目5新型コロナウイルスワクチン接種事業費は519万円余りで、ワクチン接種費用の支払い業務を行うにあたってのシステム改修費用となります。項2共同処理管理費の支出済額は1億5,778万円余りで、職員5名をはじめレセプト点検専門員3名の人件費や委託電算会社への委託料が主なものです。

款2審査委員会費の支出済額は2,676万円余りで、後期高齢者の業務勘定とで応分に負担しております。

款4レセプト電算処理システム特別分担金は、システムの維持や機能強化のためにレセプト件数に応じて、開発元の国保中央会に支払う負担金で、1,668万円余りを支出しております。

款5積立金は、洗い替えによる分の他、目2減価償却引当資産分として、計1億6,700万円余りを積み立てました。

款7諸支出金、目3他会計繰出金は、退職給付引当資産等に係る応分の負担として1,479万円を一般会計に繰り出しました。

業務勘定についての説明は以上となります。

なお、今申し上げた財政調整基金積立資産とICT等積立資産における洗い替えのための積み直しと、一般会計への応分の負担については、他の特別会計においても同様に行っていますが、それぞれの説明は割愛させていただきます。

4 令和2年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について

後期高齢者業務勘定です。歳入合計は予算現額7億1,644万5千円に対し、収入済額7億957万6,813円、歳出の支出済額は6億5,918万8,174円となっており、歳入歳出差引残額は5,038万8,639円となっています。

歳入の款1手数料の収入済額は、5億7,612万円余りで、目1診療報酬審査支払手数料で3億1,665万円余り、目19代行処理手数料で2億3,800万円余りの収入となっていますが、後期分についても国保と同様に、前年度と比較して審査支払手数料で998万円余り、代行処理手数料で616万円余りの減となっています。

款2国庫支出金の収入済額は298万765円で、新型コロナウイルス感染拡大に伴う診療報酬等の概算前払い事務に要する経費として、141万円余りが補助されました。

款5繰入金、項2積立金繰入金、目2減価償却引当資産繰入金ではデータ集配システム等の機器更改に充てるため1,130万円余りを繰り入れました。

款6繰越金5,446万円余りは前年度からの繰越金です。

歳出ですが、款1総務費の支出済額は4億8,242万円余りで、項1審査支払管理費、目1一般管理費の支出済額は3億4,684万円余りとなっており、職員21名とレセプト点検専門員11名の人件費の他、電算処理業務等に係る委託料が主なものです。項2代行処理管理費は1億3,558万円余りで、職員7名とレセプト点検専門員等6名、アルバイト職員2名の人件費や、電算処理業務等の委託料が主なものとなります。

款4国保中央会システム負担金の支出済額は1,622万円余りで、後期高齢者医療審査支払システムやレセプトオンライン請求システム負担金等です。

款5積立金は、減価償却引当資産として3,700万円余りを積み立てました。後期高齢者業務勘定の説明は以上です。

5 令和2年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出決算の認定について

特定健康診査等業務勘定ですが、歳入合計は予算現額3,866万円に対し、収入済額5,225万192円、歳出は支出済額3,332万5,138円となっており、歳入歳出差引残額1,892万5,054円となっております。

歳入の款1手数料の収入済額は3,144万円余りで、目1国保で1,554万円余り、目2後期で1,589万円余りとなっています。

歳出の款1総務費の支出済額は1,555万円余りで、職員1名の人件費の他、システムの運用管理費などの委託料が主なものとなります。

款2積立金では、積立資産について計1,400万円余りを積み立てました。

款4負担金は、システムの維持管理費用として、335万円余りを中央会へ支出いたしました。

特定健診等業務勘定の説明は以上です。

6 令和2年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

損害賠償金を損保会社等から受け入れ保険者へ支払う会計となります。

歳入の合計ですが、予算現額3億8,155万円に対し、収入済額3億6,900万369円、歳出の支出済額3億6,631万2,452円で、歳入歳出差引残額268万7,917円は翌年度へ繰越いたします。

歳入の款1損害賠償金受入金は3億3,800万円余りで、歳出で同額を保険者等にお支払いしています。

款2手数料の収入済額は2,900万円余り、款3国庫支出金は国庫補助として、85万円余りを受け入れました。

款5繰越金は約21万9,000円で、前年度からの繰越金です。歳出ですが、款1総務費は2,700万円余りで、職員2名と求償専門員3名の人件費及びシステムの運用費が主なものとなります。

第三者行為求償事務特別会計については以上となります。

7 令和2年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について

介護保険業務勘定です。歳入合計は予算現額2億9,545万1千円に対し、収入済額2億7,891万9,167円、歳出の支出済額は2億4,787万8,504円で、歳入歳出差引残額は3,104万663円です。

歳入の款1手数料の収入済額は、1億2,856万円余りとなっています。

款2国庫支出金は、特別徴収情報経由事務関連事業に要する経費として、633万円が補助されました。

款4負担金は、介護保険者からの負担金で、収入済額は910万円余り、款5主治医意見書料等受入金は9,147万円余りで、保険者から主治医意見書料等を受入れ、同額を医療機関へ支払いました。

款9繰越金2,085万円余りは、前年度からの繰越金で、款10諸収入の収入済額208万円余りは、目3の県委託事業受入金が主なものです。

歳出ですが、款1総務費の支出済額は8,477万円余りで、項1審査支払管理費、目1一般管理費の支出済額6,837万円余りは、職員3名と介護処理専門員1名の人件費の他、システムの運用管理費などの委託料が主なものです。

項2介護サービス苦情処理管理費の支出済額は493万円余りで、職員1名と嘱託職員1名の人件費が主なものです。

項3特別徴収経由機関業務費の支出済額は854万円余りで、職員1名の人件費やシステムの運用管理費などの委託料が主なものとなっています。

款4国保中央会負担金の支出済額は3,360万円余りで、審査支払等システム負担金や共同運用センター負担金などとなっています。

款7積立金では、積立資産について、計2,800万円余りを積み立てました。介護保険業務勘定については以上です。

8 令和2年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算の認定について

障害者総合支援業務勘定ですが、歳入合計は予算現額5,746万6千円に対し、収入済額6,374万6,745円、歳出は支出済額5,212万6,882円となっており、歳入歳出差引残額は1,161万9,863円です。

歳入の款1手数料の収入済額は4,796万円余りです。

款6繰越金は952万円余りとなっています。

歳出ですが、款1総務費、項1審査支払管理費の支出済額は2,482万円余りで、審査支払業務にかかる経費として職員1名、嘱託職員1名の人件費の他、システム運用管理費などの委託料が主なものです。

款2国保中央会負担金は、共同受付システム等負担金などで、支出済額は1,204万円余り、款4積立金では、記載の積立資産について計855万円余りを積み立てました。

障害者総合支援業務勘定については以上です。

財産目録

令和3年3月31日現在の財産目録について、説明いたします。

まず資産ですが、表の左上の流動資産合計は275億897万円余りとなります。その下の固定資産が特定資産と、260ページのその他の固定資産を合わせて、固定資産合計で27億2,300万円余り、その下の資産合計は302億3,197万7,645円となっております。

一方、流動負債と固定負債合わせた負債合計は276億9,993万円余りで、資産合計から負債合計を引いた正味財産は、25億3,204万3,451円となります。

監査結果報告書

監査結果報告書です。去る7月2日に監事であります海南市長の神出監事さん、6月30日に紀美野町長の寺本監事さんにそれぞれ監査をいただきました。

9 令和3年度一般会計補正予算について

医療データ等抽出作業の受託と令和2年度の国庫補助に返還金が生じたことに伴う増額補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億943万円を追加し、総額を2億7,806万5千円といたします。

歳入ですが、款6繰越金で1億811万円を、款7諸収入で132万円を増額し、歳出では款3事業費でデータ抽出委託料として132万円を、款6諸支出金、目6返還金で国への返還分34万5千円を増額いたします。

10 令和3年度診療報酬審査支払特別会計補正予算について

業務勘定は令和2年度の消費税額が確定したことに伴い、3年度の不足分を各特会で応分に負担するための増額補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,856万9千円を追加し、総額を7億646万6千円といたします。

診療報酬支払勘定は、2月診療分の診療報酬概算払分を保険者に返還するための増額補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,719万5千円を追加し、

総額を833億6,119万6千円といたします。

公費負担医療に関する診療報酬支払勘定では、新型コロナウイルス感染症の影響と指定公費の返還に伴う増額補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,236万7千円を追加し、総額を36億9,279万円といたします。

業務勘定ですが、歳入の款5繰越金を3,856万9千円増額し、歳出の款1総務費で、消費税不足分716万2千円を増額いたします。

なお、消費税額の確定に伴う増額補正は、後期高齢者、特定健診、介護保険及び障害者総合支援の各業務勘定でも行いますが、説明のほうは割愛させていただきます。

診療報酬支払勘定ですが、歳入の款2繰越金と、歳出の款1診療報酬支出金でそれぞれ5,719万5千円を増額し、精算して目3国保診療報酬精算金支出金で3億6,846万6千円を保険者へ返還いたします。

公費負担医療に関する診療報酬支払勘定ですが、歳入の款1公費負担医療受入金で2,000万円、款3繰越金で236万7千円を増額いたします。

歳出では款1公費負担医療支出金で2,000万円を増額し、新型コロナウイルス感染症の医療費の支払に充てる他、款5諸支出金を新設の上193万6千円を増額し、指定公費分を国庫へ返還いたします。

1.1 令和3年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計補正予算について

国保と同様、消費税と新型コロナウイルス感染症の影響に伴う増額補正で、後期高齢者業務勘定では歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,208万8千円を追加し、総額を7億937万1千円に、後期高齢者に係る公費負担医療に関する診療報酬支払勘定は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,500万円を追加し、総額を12億976万4千円といたします。

公費負担医療に関する診療報酬支払勘定ですが、歳入の款1公費負担医療受入金と、歳出の款1公費負担医療支出金で、それぞれ1,500万円を増額いたします。

1.2 令和3年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計補正予算について

特定健康診査等業務勘定ですが、消費税の他、関係帳票のペーパーレス化、更にはICT等積立資産の積み増しに伴う増額補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,292万5千円を追加し、総額を5,947万6千円といたします。

歳入の款6繰越金で1,292万5千円を増額し、歳出の款1総務費で電子帳票システムへの公開設定業務委託料として消費税分も含めて224万4千円を、款2積立金で100万円をそれぞれ増額いたします。

1 3 令和3年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計補正予算について

令和2年度分の国庫補助において返還金が生じたことに伴う増額補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ229万1千円を追加し、総額を3億8,388万6千円といたします。

歳入の款5繰越金を229万1千円増額し、歳出の款4諸支出金で6万4千円を増額し、国へ返還いたします。

1 4 令和3年度介護保険事業関係業務特別会計補正予算について

1 5 令和3年度障害者総合支援法関係業務等特別会計補正予算について

消費税負担増に伴う増額補正で、介護保険特別会計業務勘定では歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,704万円を追加し、総額を3億2,385万1千円に、障害者特別会計業務勘定では歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ562万2千円を追加し、総額を6,628万4千円といたします。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

議 長

只今、議案第7号について説明いたしましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

理 事

一般会計決算の目8の新型コロナウイルス緊急包括支援事業費は県からの受託分ですけど、これは20万円、10万円、5万円の慰労金ですよね。この業務は大変ではなかったですか。受託されたんですよね。

事 務 局

受託内容は申請の受付と医療機関等への支払となっております。審査につきましては県が行っております。

理 事

医療機関等からの申請は漏れなくありましたか。申請期限に間に合わなかった等の問題はありませんでしたか。

事 務 局

医療機関等からの申請についてはすべてを把握してはおりませんが、診療報酬等の請求をいただいているほとんどの医療機関等から申請がありました。

理 事

申請の重複等の審査は県がされていますが、何か大きな問題はありませんでしたか。

事 務 局

大きな問題はありませんでした。なお、過誤処理等が発生した場合は、県が対応することになっております。

理 事

独自の慰労金を検討しているなかで、事務が大変だろうなというのがありまして、そこが知りたくて質問させていただきましたが、案外そうではなかったんですね。委託費が約700万円と職員1名分の人件費で行うことができたんですね。

事 務 局

システムの関係は委託ベンダに依頼しまして、支払の会計処理は本会が行いました。支払に関するノウハウは本会にございますので、無理なく行うことができました。

理 事

ありがとうございました。

議 長

ほかに何かご意見、ご質問等ございませんか。

一 同

(質問等なし)

議 長

ないようでございますので、議案第7号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

一 同

(異議なし)

議 長

異議なしとのことでございますので、議案第7号については、原案のとおり可決

いたしました。

以上をもちまして、予定されております議案審議は、すべて終了いたしました。他に何かございませんか。

一 同
(特になし)

議 長

特になさうでござりますので、本日の理事会は、以上をもって終わらせていただきます。

議事進行にご協力をいただきありがとうございました。

(時：午後2時53分)

以上理事会の議事録は事実と相違ないことを証明いたします。

議事録署名人

理 事 高野町長 印

理 事 みなべ町長 印